

精子・卵子作製解禁へ

幹細胞から受精は禁止

文科省委指針案

さまざまな組織になる能力があるヒトの人工多能性幹細胞「iPS細胞」や胚(はい)性幹細胞(ES細胞)などから、精子や卵子などの生殖細胞を作る研究を解禁する一方、そうして作った生殖細胞を受精させ、胚を作ることは引き続き禁止することを定めた指針案を文科科学省の専門委員

会が10日、まとめた。作った生殖細胞を受精させると個体を作ることもつながり、倫理的問題が起きる恐れがあるとして、2001年に策定された指針で禁止された。だが、不妊のメカニズムを解明する研究などには生殖細胞作製が有用と判断し、今年2月に文科省の部会が解禁の方針

を打ち出していた。指針は一般からの意見募集や総合科学技術会議への諮問を経て正式に決まる見通し。国としての規制がない欧米ではヒトの生殖細胞を作る研究は行われているが、現状ではマウスでも完全に機能する精子や卵子の作製は困難とされ、日本での解禁後、すぐにヒト

での研究が始まるかは流動的だ。指針案では、研究目的はヒトの発生や組織の分化などの過程の解明、新しい診断、予防、治療法や医薬品開発と規定。生殖細胞を作製する場合には、細胞の提供者に十分に説明して同意を得ることや、倫理委員会での審査を受け、国へ報告すること

iPS、受精是非議論を

iPS(人工多能性幹)細胞の研究と実用化に向けた課題を、京都大人文科学研究所の加藤和人准教授(生命倫理)

Ⅱ写真Ⅱや世界の科学者、生命倫理、法律の専門家がまとめ、米科学誌「セル」に11日発表する。細胞提供者の個人



情報の保護や、iPS細胞から作った精子や卵子で受精を認めるかどうかなど社会で議論すべきと指摘している。

今年7月にスペインで開かれた国際幹細胞学会で行われた議論をまとめた。iPS細胞は、受精卵から作るES(胚性幹)細胞に比べ、樹立に関

京大准教授ら米誌発表

しては倫理的な問題は少ないが、使用について解決すべき問題が多く残っているという。

また、iPS細胞には提供者の全遺伝情報がそのまま残っているため、情報流出を防ぐシステムづくりが不可欠とした。

不妊治療のために生殖細胞を作る研究については、法的規制によって基礎研究が進まなくなることを懸念する一方で、研究の是非について社会全体での議論を求めている。

加藤准教授は「iPS細胞には多くの社会的な課題があるが、日本では議論が進んでいない。研究者への教育と、議論への市民の参加が急務だ」と話している。

(松尾浩道)